

＜事業主のみなさまへ＞

横芝光町企業立地促進条例の活用について

町内へ進出する企業や町内在住者を雇用する企業を応援するため、事業所の新設や増築を行った企業へ奨励金を交付しています。圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化を見据えて多くの企業を町内に呼び込むため、2023年4月1日より、対象業種の拡大や新たな奨励金の新設、「増築」の定義の見直しを行いました。

奨励金の交付を受けるためには、事業所の操業開始前に指定企業の手続きが必要となりますので、町ホームページで確認いただくか、裏面問い合わせ先までご連絡ください。

○指定企業の要件

区分	大企業	中小企業基本法における中小企業
投下固定資産総額 (※1)	1億円以上	5,000万円以上
常用雇用者 (※2)	10人以上	5人以上
対象業種	裏面に記載	

(※1) 投下固定資産 … 事業所の新設または増築を行うために取得した土地、家屋、償却資産

(※2) 常用雇用者 … 新設または増築にかかる事業所で雇用される方で、1年以上の雇用契約があり1週間の所定労働時間が35時間以上の方

○奨励金の概要

企業立地奨励金	交付額	新設(※3)または増築(※4)した事業所の、投下固定資産に係る固定資産税相当額
	交付期間	5年間
雇用促進奨励金	交付額	事業所の新設または増築に伴い、新たに1年以上引き続いて雇用される、1週間の所定労働時間が35時間以上の町内在住者の人数に20万円を乗じて得た額(上限1,000万円)
	交付期間	新設または増築した事業所の操業開始日から起算して1年を経過した日から3年間
奨励金【新設】 脱炭素化促進	交付額	操業を開始する前までに事業所に設置した太陽光パネルの出力値1キロワット当たり4万円(上限200万円)
	交付期間	企業立地奨励金の初年度交付時に併せて交付

(※3) 新設 … 町内に事業所を有しない企業が新たに町内に事業所を設置すること。
または、町内に事業所を有する企業が町内の他の場所に新たに事業所を設置すること。

(※4) 増築 … 町内に事業所を有する企業が同じ敷地内において事業所を拡張すること。

○対象業種一覧

大分類コード	対象事業項目
A	農業、林業の中分類〇１農業のうち、植物工場のみを対象とします。 植物工場とは、施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設。
E	製造業。ただし廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）の規定による許可または届出を要する施設またはこれに類する施設を除きます。
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業。ただし中分類４９郵便業（信書便事業を含む）を除きます。
I	卸売業、小売業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類７８洗濯、理容、美容、浴場業のうち、小分類７８４一般公衆浴場及び小分類７８５その他の公衆浴場業並びに中分類８０娯楽業のうち、小分類８０１映画館、小分類８０２興行場、興行団、小分類８０４スポーツ施設提供業、小分類８０５公園及び遊園地のみを対象とします。
Q	教育、学習支援業
P	医療、福祉
R	サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類８９自動車整備業、中分類９０機械等修理業及び中分類９５その他のサービス業のうち、小分類９５２と畜場を対象とします。

分類コード：日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に定めるコード
（アンダーライン部分は２０２３年４月１日付けの改正で拡大された対象業種です。）



↑町公式ホームページはこちら

○問い合わせ先

横芝光町役場未来づくり課産業用地整備班

〒２８９－１７９３ 千葉県山武郡横芝光町宮川１１９０２

（電話）０４７９－８５－５２２５ （E-mail）mirai@town.yokoshibahikari.chiba.jp